

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			青葉区こども家庭支援課 担当者名 <small>はやし</small> 林 電 話 978-2456

設 計 書

1 委 託 名 横浜市青葉区子育て情報スマートフォンアプリ構築業務委託

2 履 行 場 所 青葉区こども家庭支援課

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和4年3月31日 まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要

7 委 託 概 要
子育て世帯が地域等とつながり、孤立することなく子育てを行うこ
 とで子どもの健やかな成長を支援するため、新たにICT（スマートフォ
 ンアプリ）を活用した子育て情報発信を開始するためのもの

8 支 払 方 法
 (1) 前 金 払 しない
 (2) 分 割 払 しない
 (3) 分割払の基準 _____

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

種目・種別・細別・形状寸法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
設計 (要件定義)	1	式			
製造	1	式			
テスト運用 (テスト期間内保守含む)	1	式			
小計					
消費税					
合計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

横浜市青葉区子育て情報スマートフォンアプリ構築業務委託 仕様書

1 件名

横浜市青葉区子育て情報スマートフォンアプリ構築業務委託

2 履行場所

青葉区役所こども家庭支援課

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 スケジュール

本業務のスケジュールは以下の期間を想定しているが、詳細は当区との協議により決定する。

(1) 構築業務

契約締結日から令和4年2月28日

(2) 運用テスト業務

令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

5 目的

子育て世帯が地域等とつながり、孤立することなく子育てを行うことで子どもの健やかな成長を支援するため、新たに ICT (スマートフォンアプリ) を活用した子育て情報発信を開始するためのものである。

6 委託内容

(1) スマートフォンアプリ構築 (システム基本要件、進行管理等)

ア 利用端末

iOS 端末及び Android 端末

イ 利用時間

原則として 24 時間 365 日利用可能であること

ウ 実施計画の策定

契約締結後、1 週間以内に以下の内容を含む本業務にかかる実施計画書を提出し、当区の承認を得ること。

- ・業務スケジュール
- ・業務実施体制及び連絡先

エ 進捗報告会議の開催（WEB 開催可）

構築期間中に最大月 2 回まで進捗報告会議を実施し、業務全体の進捗状況の共有、課題への対応策への協議等を行うこと。また、会議の議事録作成を行うこと。なお、本会議の場面に限らず当区からの質疑事項には適宜対応すること。

(2) スマートフォンアプリ構築（機能）

ア パーソナライズ機能

(ア) 初回起動時通知

初回起動時に利用者属性設定を促すメッセージが表示されること。

(イ) 利用者属性設定

子どもの生年月日、出産予定日（妊婦の場合）、居住地郵便番号を登録できるようにすること。

なお、複数の子どもの生年月日を登録できるものとする。

イ 利用説明

アプリの簡易的な利用方法を作成すること。アプリの利用方法等に関する問い合わせ先は受託者連絡先とし、アプリ内に表示されること。

ウ プッシュ通知機能

利用者属性を活用して利用者に対してプッシュ通知を行うことができるようにすること。利用者が受信した通知の一覧を確認できる画面を備えること。

エ イベント情報検索機能

当区あるいは青葉区地域子育て支援拠点等の区内子育て関連施設が提供するデータを用いるなどして、区内の子育て関係イベント等を表示させること。なお表示の際には利用者が設定した年齢や地域に応じた情報が優先されて表示されるようにするとともに、ソート機能を備えること。

オ マップ機能

当区あるいは青葉区地域子育て支援拠点等の区内子育て関連施設が提供するデータを用いるなどして、区内の施設（子育て関連施設、小児科のある医療機関等）を表示させること。また、端末の位置情報に合わせた検索も可能とすること。

カ 本市事業・制度プラットフォーム機能

本市事業・制度を紹介する本市既存HPに適切に誘導することのできるプラットフォーム機能を備えること。なお、別紙「アプリ階層イメージ」中①「こんな時は」を参照すること。

キ 認可保育所等関係用申請書等の表示機能

世帯状況等条件を入力後、必要情報や必要書類を表示する機能を備えること。

ク デザイン

各遷移画面について、当区が提供する画面イラストデータを活用したデザインとすること。

ケ 管理者機能

(ア) アクセスおよびブラウザ

管理画面へは、インターネットに接続できるパソコンからアクセスできるようにすること。また、Soliton SecureBrowser Proに対応していること。

ブラウザはInternet Explorer Ver. 11及びMicrosoft Edgeネイティブモードに対応していること。

(イ) 管理者アカウントの設定

管理画面にログインする際、所属ごとに管理者アカウントを複数設定できること。また、アカウントごとに管理権限を設定できるようにすること。

(ウ) 操作性

情報の登録、更新、削除等の作業について、専門知識のないものでも扱えるような操作性を可能とすること。あわせて操作手順書を作成すること。

(エ) 公開前の確認

情報の登録、更新、削除等の更新後の画面を公開前に確認できる仕組みであること。

(オ) 利用者情報のデータベース作成及び保存

利用者の登録情報等のデータを一覧等で確認することができること。また、集計・分析が可能なCSV形式等でデータを保存・出力できること。

(カ) 施設・イベント情報の管理機能

登録された施設・イベント情報の新規追加、編集、削除ができること。また、情報をCSV形式等でアップロード・ダウンロードできること。

(キ) プッシュ通知配信

利用者属性に応じたお知らせを定期的及び随時に配信出来ること。

(ク) 拡張性

機能の増設とそれに伴う各種設定およびデータ追加が可能なシステムであること。

(ケ) アプリダウンロード数・アクセス数

アプリダウンロード数・アクセス数について、iOS端末及びAndroid端末ごとに確認出来ること。なお、アプリ連動WEBページアクセス数も含む。

コ サーバ要件

(ア) 設置場所及び改修費用

- ・サーバは日本国内のデータセンターに設置されたサーバを利用すること
- ・サーバは物理的・技術的対策が講じられた場所に格納されていること。
- ・今後発生するOSのアップグレードやシステムの改修費用、サーバの劣化対策等、本システムのサービス正常稼働を維持するために必要な経費は受託者側が負担すること。

(イ) 実績

サーバを設置するデータセンター事業者は、自治体へのサービス提供実績を有すること。

(ウ) データ容量

サーバは利用状況を考慮した運用に耐えうるデータ容量を保持できること。なお、システム利用の対象者となる人口の概算は15,000人程度とする。

また、機能の増設等に伴うデータ容量の増大に対応可能なシステムであること。

(2) テスト期間運用

本格運用を見据え、実際に構築したシステムを稼働しながら、必要な修正を行う期間とする。

ア システム運用時間

原則 24 時間とする。障害の早期発見のため、常時システムの監視・点検を行うこと。ただし、全システムに関連するハード・ソフトメンテナンス作業時は除くものとし、メンテナンス目的の計画的な停止については 2 週間以上前に当区に連絡し、承認を得ること。

イ システム自動運転

システムの起動、停止、日時処理、バックアップ等については、自動運転が可能なシステムであること。その際、処理時間は通常業務の運用に支障をきたさない範囲であること。

ウ システム動作環境

iOS10.0 以降、Android5.0 以降を搭載した端末

エ App Store 及び Google Play への登録、公開

App Store 及び Google Play への登録申請、公開までの手続きを行うこと。また契約期間内を通じて登録を維持すること。

オ システム操作方法にかかる利用者からの問い合わせ

システム操作方法にかかる利用者からの問い合わせには受託者が対応すること。アプリの利用方法等に関する問い合わせ先は受託者連絡先とし、アプリ内に表示されること。

カ 運用保守業務報告書

システムの稼働状況、障害内容等の概要について、当区へ報告すること。

キ 維持管理・サポート体制

ソフトウェアの維持管理、変更体制が十分に確保されていること。iOS、AndroidOS のバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を各 OS アップデートデータの配信開始後、速やかに行うこと。

ク 障害発生時の対応

障害発生時にシステムを停止させず、継続利用が可能な冗長性を考慮した構成とすること。

障害発生を把握した場合、即時に状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査を行うとともに迅速に復旧に向けて作業を行うこと。また適宜、進捗状況等を当区へ報告すること。

障害が発生した場合は受託者がアプリ及びWEB ページ内に障害が発生している旨のアナウンスを行うこと。

(3) セキュリティ対策

ア ウイルス対策

サーバ等システム危機について、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びそのサーバOSの更新プログラムの即時性を考慮し、適切なタイミングで更新すること。

イ 利用者情報保護、改ざん防止等

利用者情報保護及び改ざん防止、不正利用などセキュリティ対策を講じ、情報へのアクセスログの取得厳重なアクセス権限の管理、データの漏洩、改善を防止するような対策を講じること。

ウ 利用端末上の保護

利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴、その他個人情報は本アプリでは収集しないこと。

(4) データ保全

ア バックアップ機能

構成要素であるすべてのシステムに対して、バックアップを行う機能を有すること。バックアップにあたっては災害等の発生にも備え、2拠点での管理等必要な対策を講じること。

イ バックアップデータ格納

バックアップはシステムを停止せずに別媒体に取得すること。またバックアップ取得時点のシステム復旧が可能であること。

ウ バックアップ方式

日時バックアップ運用を自動化すること。

エ 障害発生時のリカバリ方式

バックアップやリカバリについて設計し整備すること。また手順書を作成し当区に提出すること。何らかの障害が発生した場合、バックアップからの復旧手順が明確化されていること。

7 データの保護等について

(1) 資料の提供

本業務の実施にあたり必要と思われる資料及びデータの提供は、当区が妥当と判断する範囲内で行う。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務完了後も同様とする。

また受託者は、業務を履行する社員等が秘密保持を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(3) 複写複製の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり当区から引き渡された資料等を当区の許諾なくして複写複製してはならない。

(4) 成果物の権利

構築された成果物等について、当区が対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てない。また、本業務による成果物の一切の権利は当区に属するものとするが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合には、その内容を納品時に明示し、その権利を行使する場合には当区の許諾を要するものとする。

受託者は、成果物が当区以外のものの著作権等の権利を侵害しないことを確認することとする。

8 成果物の作成・提出

アプリ構築完了後、次の表に記載されているものを提出すること。

No.	成果物	納品形態	納品時期
1	アプリ	App Store 及び Google Play への公開	令和4年2月28日
2	WEB 連動ページ	インターネット上での公開	
3	アプリソースコード	電子データ	
4	要件定義書	※ファイル形式は pdf、xlsx、	
5	システム設計書	doc、pptx のうちいずれかの形	
6	サーバ定義書	式とする。	
7	操作マニュアル		

9 その他

本業務委託の遂行にあたって仕様書中に定めのない事項が発生した場合は、当区と受託者との協議により処理することとする。

青葉区子育てアプリ階層イメージ

